

遺産分割対策の切り札だが、争族のもとにも…

遺言がトラブルを生まないために このポイントをアドバイス！

小澤和彦

弁護士法人後藤東京多摩本川越法律事務所 弁護士

遺産分割をスムーズに行ううえで有効な手段となる遺言だが、内容によっては逆に争族のもとにもなる。どんな遺言が、どのようなトラブルを引き起こすのか。本稿ではその事例を紹介するとともに、お客様にアドバイスしたいポイントを解説する。

遺

言というのは、要するに、自分が死んだときに残されるであろう財産の割り振りを、あらかじめ生前に決めておくというものだ。遺言としての要件を満たしていれば、それは相続人に対する拘束力を有する。

遺言がなくても、相続人間で遺産をどのように分けるかについて、協議・話し合いを行い、それがまれば遺産分割協議書を作成して遺産を分けることができるので、その限りでは遺言は必ずしも必要というものではない。

また、相続人の範囲は法律で決まっているし、配偶者なら2分の1、子どもなら頭数で割り付けるという具合に法定相続分というものも決まっている。

しかし実際は、それでも遺産分割が当事者間でまともならず、弁護士に相談したり、家庭裁判所に調停を申し立てたりというケースは増加している。

以下に挙げるのは、最高裁により公表されている司法統計の中のもの、家事事件のうちの遺産分割事件数である。単年度で見れば前年より

- も減少している年度もあるが、全体としては、増加傾向であるということがわかるだろう。
- ・平成21年 1万741件
 - ・平成22年 1万849件
 - ・平成23年 1万793件
 - ・平成24年 1万1737件
 - ・平成25年 1万2263件
 - ・平成26年 1万2577件
 - ・平成27年 1万2615件

